

厚生労働省北海道労働局発表
令和4年8月31日

【担当】
厚生労働省
北海道労働局労働基準部安全課
課長 八反田 健
安全専門官 渡邊 哲也
電話：011-709-2311（内 3553）

木造家屋建築工事現場の約7割に改善を指導

—道内17労働基準監督署（支署）が一斉安全パトロールを実施—

北海道労働局（局長 友藤 智朗）では、木造家屋建築工事現場において、墜落・転落など重篤な労働災害が発生していることから、7月13日（水）に木造家屋建築工事を行っている52現場に対し、道内17労働基準監督署（支署）により、一斉安全パトロールを実施しましたので、その結果を公表します。

[パトロール結果の概要]

1 一斉安全パトロールを実施した52現場のうち36現場（69.2%）で災害防止に関する改善指導を行いました。（別添1参照）。

その主な内容としては、

- | | |
|----------------|---------------------|
| ① 足場に係る指導 | 49現場中23現場に指導（46.9%） |
| ② 躯体工事に係る指導※ | 47現場中16現場に指導（34.0%） |
| ③ 電動丸のこ盤等に係る指導 | 45現場中10現場に指導（22.2%） |
| ④ その他の指導 | 47現場中8現場に指導（17.0%） |

※ 躯体とは、建築物の強度に係わる柱、梁、壁面等のことをいう。

となっています。

2 北海道労働局では、今後も、木造家屋建築工事現場での墜落、転落防止等に重点とした労働災害防止に取り組むこととしています。

【木造家屋建築工事における労働災害発生状況】（令和4年1月～令和4年7月末分）

死傷災害（休業4日以上）48件（前年同月比 8件減少） なお、死亡災害は発生しておりません。

【死傷災害の特徴】

死傷災害48件のうち、「墜落・転落」による災害が21件（43.8%）、「切れ・こすれ」による災害が9件（18.8%）となっています。「墜落・転落」は、足場、屋根・梁、建物内部の開口部から墜落したもの、はしご及び脚立から足を踏み外して転落したものが多数を占めています。また、「切れ・こすれ」は、電動丸のこ盤やカッターナイフによるものが多数を占めています。

【添付資料】

別添 令和4年度 全道一斉木造家屋建築工事パトロール結果

（道政記者クラブ・経済記者クラブに同時提供）

令和4年度 全道一斉 木造家屋建築工事パトロール結果

北海道労働局労働基準部安全課

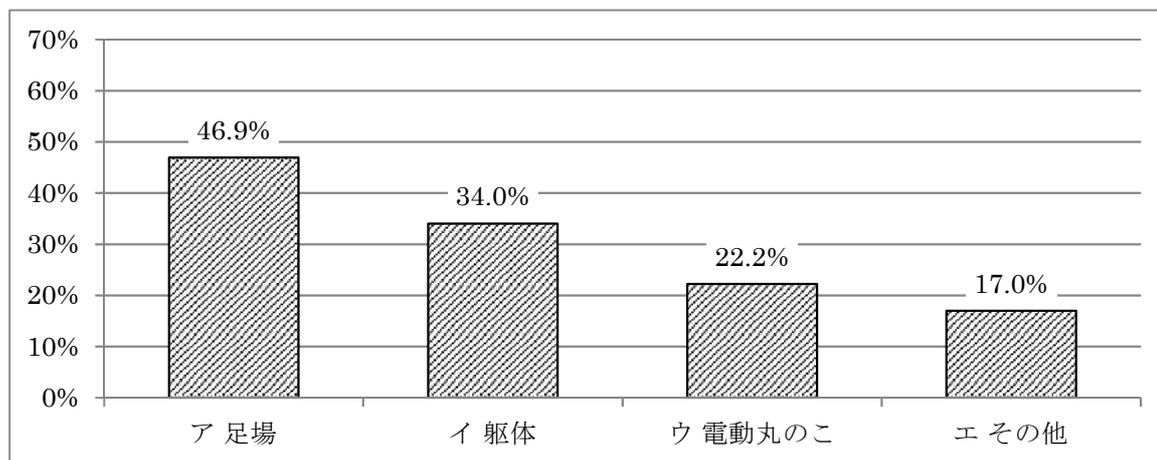
1 パトロールの実施について

(1) パトロールを実施した現場数 52現場

改善指導実施 36現場 69.2%

改善指導なし 16現場 30.8%

(2) 改善指導事項の内訳



※ 躯体とは、建築物の強度に係わる柱、梁、壁面等のことをいう。

改善指導事項	該当現場／指摘現場
ア 足場に係る指導（墜落防止措置、物体の落下防止措置等）	49／23
イ 躯体作業に係る指導（墜落防止措置等）	47／16
ウ 電動丸のこ盤等に係る指導（安全カバー等）	45／10
エ その他の指導（前記以外）	47／8

2 足場に関する指導について

(1) 足場について

足場を設置していた現場数 49現場

改善指導を実施 23現場 46.9%

改善指導なし 26現場 53.1%

(2) 足場組立て等作業主任者について

足場組立て等作業主任者の選任が必要な現場数 36現場

足場組立て等作業主任者の選任 35現場 97.2%

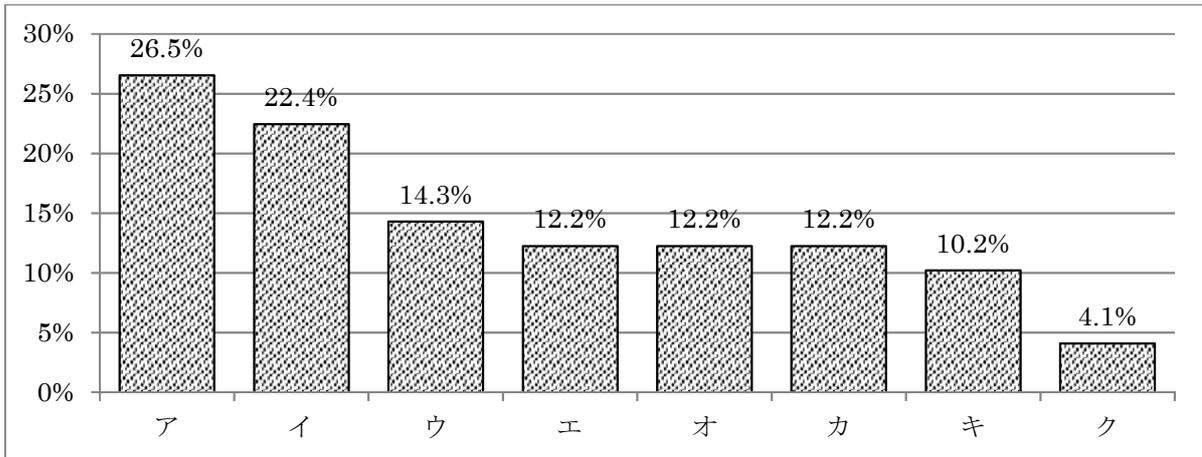
足場組立て等作業主任者の未選任 1現場 2.8%

足場組立て等作業主任者とは、
 つり足場(ゴンドラのつり足場を除く。以下同じ。)、張出し足場又は高さが5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業における作業指揮等を行う者をいう。

(3) 改善指導事項の内訳

※ 足場を設置していた現場数 49現場

※足場の例は別紙のとおり



改善指導事項	該当現場／指摘現場
ア 墜落防止のための手すり及び中さん等の設置が不適切	49 / 13
イ 物体の落下防止のための幅木等の設置が必要	49 / 11
ウ 作業開始前の点検を実施していない	49 / 7
エ 安全な昇降設備が設置されていない	49 / 6
オ 足場の最大積載荷重の表示がされていない	49 / 6
カ 滑動防止のための根がらみの設置、ベース金具の固定等が不適切	49 / 6
キ 不同沈下を防止するための敷板・敷角等が不適切	49 / 5
ク 鋼管の接続部・交差部が不適切	49 / 2

3 躯体作業に係る指導について

(1) 躯体の造作

躯体の造作現場数 47現場

改善指導を実施 16現場 34.0%

改善指導なし 31現場 66.0%

躯体とは
建築物の強度に係わる柱、梁、壁面等のことをいう。

(2) 木造建築物の組立て等作業主任者

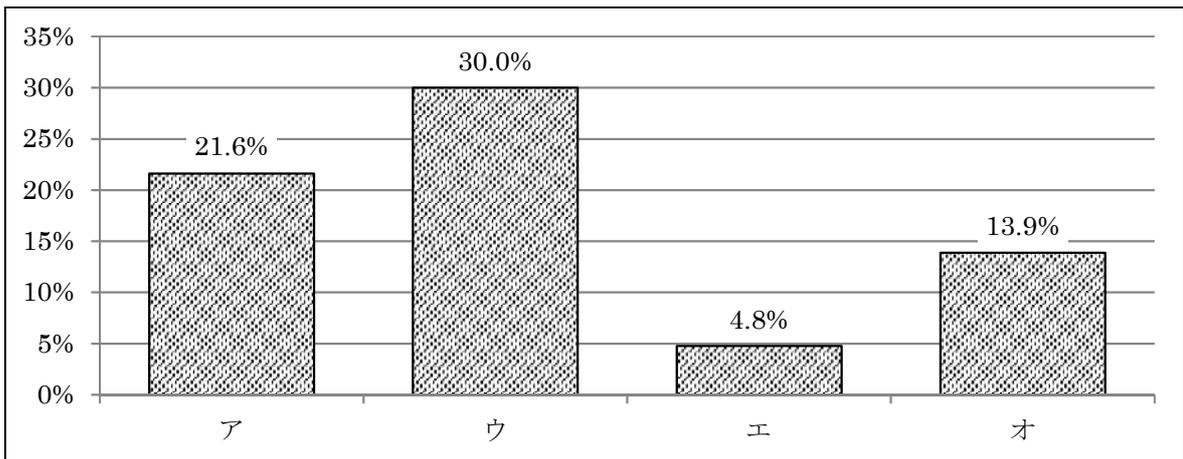
木造建築物の組立て等作業主任者の選任が必要な現場数 37現場

木造建築物の組立て等作業主任者の選任 33現場 89.2%

木造建築物の組立て等作業主任者の未選任 4現場 10.8%

木造建築物の組立て等作業主任者とは
建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第7号に規定する、軒の高さが5メートル以上の木造建築物の構造部材の組立て又はこれに伴う屋根下地若しくは外壁下地の取付けの作業をいう。

(3) 改善指導事項の内訳



改善指導事項	該当現場／指摘現場
ア 木造建築物の組立て等作業主任者の職務・氏名の周知が不十分	37 / 8
イ 内側への墜落を防止するための防網の設置、安全帯の使用等が不適切	40 / 12
ウ 安全な昇降設備が設置されていない	42 / 2
エ 外側への墜落を防止するための措置が不適切	36 / 5

4 電動丸のこ盤等に係る指導について (該当現場／指摘現場)

(1) 電動丸のこ盤等

電動丸のこ盤等の使用現場数 45 現場

電動丸のこ盤等の使用が適切 35 現場 77.8%

電動丸のこ盤等の使用が不適切 10 現場 22.2%

(2) 改善指導事項の内訳

ア 丸のこ盤の歯の歯の接触防止のためのカバーが不備 (41 / 2) 4.9%

イ 手持ち式電動丸のこのカバーが不備 (44 / 2) 4.5%

ウ 手持ち式電動式丸のこを使用する場合に、材を安定させるための作業台等を使用していない (44 / 5) 11.4%

5 その他の指導について (該当現場／指摘現場)

(1) その他の指導事項

その他の指導事項対象現場数 47 現場

(2) 改善指導事項の内訳

ア 送電線に接近した足場になっている場合、絶縁防護管の設置等感電防止措置が不適切 (18 / 2) 11.1%

イ 傾斜した屋根上で作業する場合の滑落防止が不適切 (20 / 3) 15.0%

ウ 内部造作作業に用いる脚立足場等の転倒・転落防止措置が不適切 (47 / 3) 6.4%